

北海道ギャンブル等依存症対策推進計画 骨子案

国基本計画	道計画への登載案	道推進計画骨子案
<p>第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等</p> <p>I ギャンブル等依存症問題の現状</p> <p>II ギャンブル等依存症対策の基本理念等</p> <p>III ギャンブル等依存症対策推進計画の基本的事項 (計画期間、推進体制)</p> <p>IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策 (啓発週間の実施、都道府県計画の策定)</p>	<p>— I の 4</p> <p>— II の 1</p> <p>□ I の 3、IV の 2 IV の 4</p> <p>— I の 1、III の 1</p>	<p>第 I 章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 北海道の現状と課題</p>
<p>第二章 取り組むべき具体的施策 (※基本法上、国及び地方公共団体等の責務)</p> <p>I 関係事業者の取組 (基本法15条関係)</p> <p>1 広告宣伝の在り方</p> <p>2 アクセス制限・施設内の取組</p> <p>3 相談・治療につなげる取組</p> <p>※公営競技、ぱちんこ業界は民間団体等に支援</p> <p>4 依存症対策の体制整備</p> <p>II 相談・治療・回復支援 (基本法16～19条関係)</p> <p>1 相談支援 (相談拠点の早期整備等)</p> <p>2 治療支援 (治療拠点の早期整備等)</p> <p>3 民間団体支援 (自助グループ等の活動支援)</p> <p>4 社会復帰支援</p> <p>III 予防教育・普及啓発 (基本法14条関係)</p> <p>○ シンポジウム等を通じた正しい知識や相談窓口等の普及啓発</p> <p>○ 産業保健総合支援センターを活用した職場における普及啓発の推進</p> <p>IV 依存症対策の基盤整備 (基本法20・21条関係)</p> <p>○ 連携協力体制の構築</p> <p>・各地域における連携協力体制の構築</p> <p>○ 人材の確保</p> <p>・医師臨床研修の見直し、保健師等の養成</p> <p>V 調査研究 (基本法22条関係)</p> <p>○ 治療プログラムの確立及び普及</p> <p>VI 実態調査 (基本法23条関係：政府の責務)</p> <p>○ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握</p> <p>○ ギャンブル等の消費行動の実態調査</p> <p>○ 相談データの分析による事態把握</p> <p>○ 依存症が児童虐待に及ぼす影響調査</p> <p>VII 多重債務問題等への取組</p>	<p>II の 2</p> <p>□ III の 2、III の 4</p> <p>□ III の 3、III の 4</p> <p>III の 1、III の 4</p> <p>IV の 2</p> <p>— IV の 1、IV の 3</p> <p>IV の 3</p> <p>— III の 2、IV の 1</p>	<p>第 II 章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 国、地方公共団体、関係事業者、道民等の責務</p> <p>3 基本方針</p> <p>4 重点目標</p> <p>第 III 章 施策体系</p> <p>1 発症予防 (一次予防)</p> <p>2 進行予防 (二次予防)</p> <p>3 再発予防 (三次予防)</p> <p>4 基盤整備</p> <p>5 施策体系図</p> <p>第 IV 章 推進体制等</p> <p>1 関連施策との有機的な連携</p> <p>2 推進体制</p> <p>3 調査研究・実態調査</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>資料編</p> <p>○ ギャンブル等依存症による影響</p> <p>○ 用語の解説</p> <p>○ 道ギャンブル等依存症対策推進計画の策定経過</p> <p>○ " " 会議設置要綱</p> <p>○ ギャンブル等依存症対策基本法</p> <p>○ ギャンブル等依存症 実態把握調査結果</p>

北海道ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称） 骨子案

第 I 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な枠組みとして、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」を制定
- 平成31年4月「ギャンブル等依存症対策基本計画」を閣議決定
- 本道の実情に即した体系的なギャンブル等依存症対策を推進するため、本計画を策定

2 計画の位置付け

ギャンブル等依存症対策基本法第13条の規定に基づき策定

3 計画の期間

令和○年度から○年度までの3年間
※計画策定後3年間

4 現状と課題

(1) 国の現状と課題

- 基本法は、ギャンブル等依存症にとどまらず、関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進
 - ① 国の調査では、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を成人の0.8%と推計
 - ② 平成28年度のギャンブル等に関する相談件数は、精神保健福祉センター2,689件、保健所1,148件
 - ③ 平成29年度の消費生活相談のうち、ギャンブル等に関連すると思われるものの件数は、20,387件中535件
 - ④ 平成29年に財務局・財務支局に寄せられた「多重債務」に関する相談中、相談者の借金をしたきっかけが「ギャンブル等」とであると判明したものは、5,299件中323件、同様に地方自治体に寄せられた相談については、29,861件中828件
 - ⑤ 平成29年の刑法犯の総検挙件数316,412件中、主たる被疑者の犯行の動機・原因がばちんこ又はギャンブルをすることへの欲求であるものの件数の合計は、2,570件
 - ⑥ 保護観察対象者のうち、「ギャンブル等依存対象者」類型に認定された者の数は、平成29年には28,035名中、1,296名
- 現時点では、定量的なギャンブル等依存症問題の状況把握は必ずしも十分でないことから、国の基本計画でも、今後の実態把握のための調査実施が重要な課題とされている。

(2) 道の現状と課題

- 北海道のギャンブル等の状況
- 北海道のギャンブル等依存症に関する支援の主な状況
 - ・ギャンブル等依存症に関する主な支援機関
 - ・相談件数の推移
- ギャンブル等依存症に関する実態調査結果（平成30年4月1日～平成31年3月31日）
 - ・医療機関
 - ・相談機関
 - ・当事者
- 医療機関や相談機関等に繋がっている方は、ごく一部と考えられるが、適切な治療やその後の支援により、十分に回復が可能であることから、早期に介入し、専門医療機関や自助グループ等へ繋いでいくことが重要な課題である。

第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた総合的な対策について、次の基本理念、基本方針等をもとに、関係機関・団体、事業者等と連携し取り組みを推進する。

1 基本理念

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と当事者・家族の円滑な日常生活及び社会生への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

2 国、地方公共団体、関係事業者、道民等の責務

- ギャンブル等依存症対策基本法第5条から9条では、国、地方公共団体、関係事業者、国民、依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を次のように規定

【国】

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

【地方公共団体】

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

【関係事業者の責務】

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に配慮するよう努める。また、基本法第15条関係のギャンブル等依存症の予防等に資する関係事業者の自主的な取組を含む。

【国民（道民）】

ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

【依存症対策に関連する業務に従事する者（医療、保健、福祉、教育、法務、矯正、その他）】

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

3 基本方針

- ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

4 重点目標

- ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
- ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備
- ギャンブル等依存症対策の基盤整備

第三章 施策体系

	目 標	施 策	取 組
発症予防（一次）	ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防	①教育、広報等による普及 啓発の推進	○ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発 ○学校教育における指導の充実
		②職場における普及啓発の推進	○職域保険との連携
進行予防（二次）	ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備	③相談支援	○相談支援体制の構築 ○相談支援従事者の育成
		④医療提供体制の充実	○専門医療機関及び治療拠点機関の整備・拡充 ○ギャンブル等依存症に係る医療の質の向上 ○医療連携の推進
再発予防（三次）		⑤社会復帰への支援	○ギャンブル等依存症からの回復支援
		⑥民間団体支援	○自助グループ等との連携促進
共 通	ギャンブル等依存症対策の基盤整備	⑦連携協力体制の構築	○各地域における包括的な連携協力体制の構築
		⑧人材の確保	○相談支援・医療提供従事者の育成・質の向上

第IV章 推進体制等

1 関連施策等との有機的な連携

- ギャンブル等依存症対策の推進にあたり、関連施策との有機的な連携が図られるよう道関係部局との連絡・調整等を実施
- 国、市町村、保健・医療・福祉・教育・法務・当事者団体、関係事業者等との連携強化

2 推進体制

- 「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」における取組の成果と課題の検証
- 道関係部局で構成する「北海道ギャンブル等依存症対策庁内連絡会議」の開催

3 調査研究・実態調査

- 国の調査研究の普及や実態調査結果から見える道の現状分析
- 国の実態調査結果や「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」の意見を踏まえた実態調査の検討

4 計画の見直し

- 重点目標の進捗状況を確認し、ギャンブル等依存症対策の効果を評価
- 「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」の意見を聴き、必要がある場合は計画を見直し